

# 飯塚市国土強靱化地域計画有識者会議開催要綱

令和3年7月1日

飯塚市告示第225号

## (目的)

第1条 飯塚市国土強靱化地域計画を策定するにあたり、有識者や地域の強靱化を担う関係団体等に連携・協力を求めるとともに専門的な見地等から幅広く意見を聴取するため、飯塚市国土強靱化地域計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

## (組織)

第2条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が選任する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体において推薦された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第3条 委員の任期は、国土強靱化地域計画策定に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、進行役として有識者会議の円滑な進行等を図る。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 有識者会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

## (補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。